

議案第 1 1 8 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同月 2 5 日」を「同月 2 6 日」に改める。

附則第 1 6 項を附則第 1 7 項とし、附則第 1 3 項から附則第 1 5 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 1 2 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 8 項から第 1 0 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 1 0 項」に、「附則第 1 0 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 3 項とする。

附則第 1 1 項中「附則第 9 項」を「附則第 1 0 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項の前の見出しを削り、同項を附則第 1 1 項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)」を付する。

附則第 9 項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項と

する。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の山陽小野田市都市計画税条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例附則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 12月1日から<u>同月26日まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u></p> <p><u>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に</u></p>	<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 5月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 12月1日から<u>同月25日まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に</u></p>

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税

係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税

の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 （略）

（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

11 （略）

12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。都市計画税額」とする。

13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6

の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 （略）

（略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

10 （略）

11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第9項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。都市計画税額」とする。

12 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第5

項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)